

# 宮崎市立生目台西小学校いじめ防止基本方針

令和元年5月改訂

宮崎市立生目台西小学校

# いじめ防止基本方針

宮崎市立生目台西小学校

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針（最終改定平成29年7月13日）」及び、平成26年4月に「宮崎市いじめ防止基本方針（最終改定平成30年3月22日）」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「宮崎市立生目台西小学校いじめ防止基本方針」として定めるものであります。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2～3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	4
(4)	地域や家庭との連携	4
(5)	関係機関との連携	4
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	4
2	いじめの防止等に関する措置	5
(1)	いじめの未然防止のための措置	5
(2)	いじめの早期発見のための措置	5～6
(3)	いじめに対する措置	6～8
(4)	ネット上のいじめへの対応	8
3	その他の留意事項	9
(1)	組織的な指導体制	9
(2)	校内研修の充実	9
(3)	校務の効率化	9
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	9
(5)	地域や家庭との連携について	9
(6)	関係機関との連携について	10
4	重大事態への対処	10～11
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	11
【参考】	別紙1～4	

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようつとめることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要である。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のものがある。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 仲間はずれや集団による無視をされる。
  - 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - 金品をたかられる。
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、蹴られたりする。
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体的に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

### (1) いじめの防止

- ア いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行います。
- イ 「いじめは決して許されない行為」であることについて、児童の発達の段階に応じて心の通う人間関係を構築できる能力の育成に取り組みます。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、適切に対処できる力を育てていきます。
- エ すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを目指します。
- オ いじめ問題への取組の重要性について、家庭・地域へ啓発をするとともに、

家庭・地域と一体となっていじめをなくす取組を行います。

## (2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見のために、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めます。

イ いじめは大人の目につきにくいところで行われることを認識し、積極的にいじめを認知するよう努めます。

ウ 保護者に、いじめの兆候が見られないか、日頃から留意してもらうよう啓発していきます。

エ 学校では、定期的なアンケートや教育相談（すこやかアンケート：月1回の実施と教育相談の実施）を行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。

## (3) いじめへの対処

ア いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた児童や知らせてきた児童に対して事情を確認し、適切に指導します。また、家庭や教育委員会への連絡・相談を行います。

イ いじめを把握した場合の対処の在り方について、職員間で共通理解を図ります。

## (4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携し、話し合う機会を設けます。

イ いじめられた児童の家庭に対して連絡・相談を行い、いじめたとされる児童への指導や、その後の対応を迅速に連絡・相談を行います。場合によっては、いじめたとされる児童や家庭からの謝罪の場を設けます。

## (5) 関係機関と連携

ア いじめる児童に対して、指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることができない場合には、関係機関への情報提供を行い、助言や支援を得るようにします。

イ 教育相談の実施に当たっては、例えば、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、各種相談窓口についても適切に周知したりします。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、学期1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

#### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係職員、その他

※ 協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成・見直し
- 校内研修会の企画・立案・実施
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

○ 要配慮児童への支援方針決定

また、原則毎月開催する全教職員参加の会議「すこやか委員会」においても、きめ細やかな情報共有や対応・支援の進め方について協議します。

## 2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1参照

### (1) いじめの未然防止のための措置

#### ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流の場の設定
- 学級活動での話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進 等

#### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

また、教職員の言動で、児童を傷つけないよう細心の注意を払い指導します。

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定と相談、情報の共有化
- 「すこやかアンケート」の月一回の実施 等

(ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- いのちの教育週間(7月第1週を中心)での授業等の取組の充実
- 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施 等

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 心の教育授業公開の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催 等

### (2) いじめの早期発見のための措置

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定

- いじめの相談窓口の周知 等
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に、定期的なアンケート調査を実施します。
  - 学校独自のアンケートの実施
  - 県下一斉のアンケートの実施 等
- エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等がもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
  - 職員会議での情報の共有
  - 進級時の情報の確実な引継
  - 過去のいじめ事例の蓄積 等

### (3) いじめに対する措置 ※別紙4参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
  - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
  - いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報します。
- イ 情報の共有
  - アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
  - 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
  - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
  - 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、関係職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
  - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する機会があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
- エ 解決に向けた指導及び支援
  - 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会や教育相談センター及び警察署等の関係機関へ相談します。
  - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
  - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
  - 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
  - いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
  - いじめを行った児童生徒の保護者に対して、法第26条「出席停止制度の適切な運用等」及び宮崎市立学校管理規則第22条に基づき、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、状況に応じて必要な措置を講じます。なお、その場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援します。

○ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

#### いじめられた児童とその保護者への支援

##### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

##### 【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

#### いじめた児童への指導又はその保護者への支援

##### 【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

##### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

##### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもあることに留意する。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。



### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### オ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

#### カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめに係る行為の停止が少なくとも3カ月以上続き、その間にいじめられた児童が心身の苦痛を感じていないと確認できた時に、いじめが解消していると考えます。その後も、再発防止に向け日常的に注意深く見守ります。

## (4) ネット上のいじめへの対応

#### ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

#### イ ネットいじめの予防

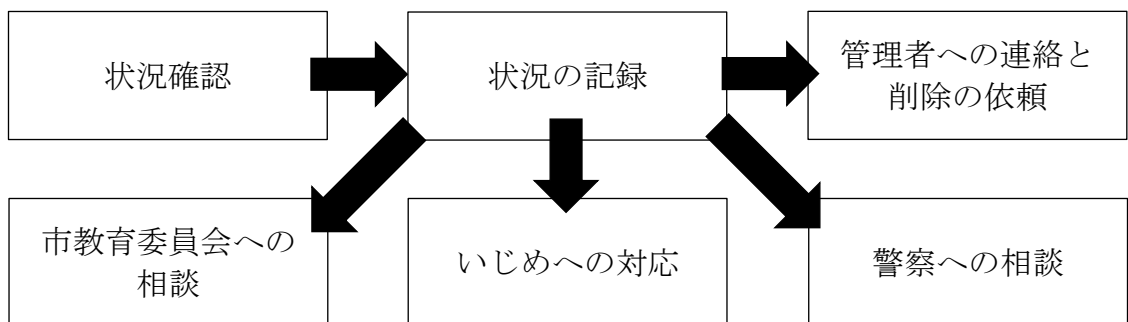
フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。

(家庭内ルールの作成など)

- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

#### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカー・カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」、「Q-U(楽しい学校生活のためのアンケート)」などの活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進によって、学校と地域家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

##### ア 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整 等

##### イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合 等

##### ウ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握 等

##### エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言 等

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ア 重大事態の意味

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

##### イ 重大事態の報告

- 校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態の調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に協力します。

##### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

- いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、当該事態への発生防止を図るものです。
- 学校自身が不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行います。

**【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】**

- ・ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ 事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑制する。
- ・ いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

**【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】**

- ・ 児童の入院や死亡など、聴き取りが不可能な場合は、児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査等を行う。（自殺の背景調査における留意事項）
- ・ 自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・ 亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ いじめがその原因として疑われる場合の背景調査には、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(2) 調査結果の提供及び報告

学校として、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を提供します。（いつ、誰から、どのような態様で行われ、どのように対応したか）

イ 関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠らないようにします。

ウ 質問紙調査を実施する場合は、いじめられた児童やその保護者に提供する場合があることを在校生やその保護者に事前に説明します。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期
いじめ防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級活動での話し合い活動の実施</li> <li>○ ボランティア活動の推進</li> <li>○ みんなで遊ぶ日の設定</li> <li>○ 異学年交流の場の設定</li> <li>○ 児童集会</li> </ul>	月1回程度 通年 1月 1月 年間8回
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開</li> <li>○ 職員相互の授業研究会の実施</li> <li>○ 教育相談週間の設定</li> <li>○ 教科や道徳・学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定</li> <li>○ 外部講師による講演会及び校内研修の実施</li> <li>○ P T A総会での学校の方針説明</li> <li>○ 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告</li> <li>○ いのちの教育週間での道徳及び学級活動等の授業実施</li> <li>○ 心の教育授業公開の実施</li> <li>○ 保護者を対象とした研修会の開催</li> <li>○ 「Q-U」の実施と、結果に基づく学級満足度を高める集団づくりの工夫</li> </ul>	通年 通年 月1回 ※教科（単元計画に基づく） 年1回 5月 年1回 7月 10月（原則） 年1回 年1回
いじめの早期発見の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有</li> <li>※ 別紙2、3参照</li> <li>○ 教育相談週間の設定</li> <li>○ 学校独自のアンケートの実施</li> <li>○ 県下一斉のアンケートの実施</li> <li>○ 職員会議での情報の共有</li> <li>○ 進級時の情報の確実な引継</li> <li>○ 過去のいじめ事例の蓄積</li> </ul>	通年 月1回 月1回 12月 通年 年度末、年度始め 通年

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

## 別紙2

### 1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。</li> <li>○ 教職員と視線が合わず、うつむいている。</li> <li>○ 体調不良を訴える。</li> <li>○ 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。</li> <li>○ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 等</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。</li> <li>○ 教材等の忘れ物が目立つ。</li> <li>○ 机周りが散乱している。</li> <li>○ 決められた座席と異なる席に着いている。</li> <li>○ 教科書・ノートに汚れがある。</li> <li>○ 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。</li> <li>○ 班編成の時、孤立しがちである。 等</li> </ul>
昼食時間 休み時間 清掃時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給食・弁当にいたづらをされる。</li> <li>○ 昼食時などに他の子と机を少し離している。</li> <li>○ 用のない場所にいることが多い。</li> <li>○ ふざけ合っているが表情がさえない。</li> <li>○ 衣服の汚れ等がある。</li> <li>○ 教職員の近くにいたがる。</li> <li>○ 一人で清掃している。</li> <li>○ 清掃時にいつもきつい仕事をしている。 等</li> </ul>
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。</li> <li>○ 一人で少年団の準備、片付けをしている。</li> <li>○ 少年団を休むことが多くなり、やめると言い出す。</li> <li>○ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする。 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持ち物・掲示物・トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。</li> <li>○ 持ち物がなくなったり、隠されたり、いたづらされたりする。</li> <li>○ わざとらしくはしゃいでいる。</li> <li>○ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。</li> <li>○ けがの状況と本人が言う理由が一致しない。</li> <li>○ 理由もなく成績が突然下がる。</li> <li>○ 友だちに悪口を言われても、言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。 等</li> </ul>

## 2 いじめている児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

### サイン

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 教職員によって態度を変える。
- 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。
- グループで活動し、他の子どもに指示を出す。
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする。
- 多くのストレスを抱えている。 等

## 別紙 3

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
会話等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌なあだ名が聞こえる。</li> <li>○ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。</li> <li>○ 何か起こると特定の児童の名前が出る。</li> <li>○ 筆記用具等の貸し借りが多い。 等</li> </ul>
掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 壁等にいたずら、落書きがある。</li> <li>○ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 等</li> </ul>

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
言動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や友人のことを話さなくなる。</li> <li>○ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。</li> <li>○ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。</li> <li>○ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。</li> <li>○ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。</li> <li>○ 不審な電話やメールがある。</li> <li>○ 遊ぶ友達が急に変わる。</li> <li>○ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</li> </ul>
様子・外観等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。</li> <li>○ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。</li> <li>○ 登校時刻になると体調不良を訴える。</li> <li>○ 食欲不振・不眠を訴える。</li> </ul>
学習等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習時間が減る。</li> <li>○ 成績が下がる。</li> </ul>
生活等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。</li> <li>○ 自転車がよくパンクする。</li> <li>○ 家庭の品物、金銭がなくなる。</li> <li>○ 大きな額の金銭を欲しがる。</li> </ul>



いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

